HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ブラジル人の子どもへの教育支援
Author(s)	都築, くるみ
Description	第1部 トランスナショナルな生活世界と国家の役割
Citation	『調査と社会理論』・研究報告書, 26, 25-40
Issue Date	2008-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32555
Type	departmental bulletin paper
File Information	I_P25-40.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

ブラジル人の子どもへの教育支援

都築くるみ

第１章　はじめに

ブラジル政府はブラジル人の子どもの教育に多くの関心を寄せている。第１に、在日ブラジル人の子どもの教育についての問題点は、①公立学校へ通うブラジル人の教育問題、②ブラジル人学校における教育問題、そして③不就学の子どもの問題である。第２に、ブラジルに帰国した出稼ぎ者の子どもたちの教育に関しては、④ブラジル社会への適応・再適応の問題がある（小内　2006：55-78)。これらの問題について、多くの試みが現場サイドで実施されているが、問題の解決は容易ではない。この他に、⑤在日ブラジル人の成人・青年の教育の問題と、⑥ブラジルへ帰国後の子どもの教育レベルの問題がある。

在日ブラジル人の教育支援のひとつである“エザミ・スプレチーボ”については、2005年パラナ州教育事務局（クリチーバ市）を訪問し、都築（2006）で詳しく述べた。2007年の調査では、ブラジル教育省を訪問し、政府としての公式見解について意見を求めた。第２章では、この“エザミ・スプレチーボ”の沿革について述べ、法的根拠を検討し、政府の認識をさぐる。第３章では、日本にあるブラジル人学校の現状と課題についてのブラジル政府の見解と認可について述べる。第４章では、これらのブラジル政府の教育支援が、教育に対するどのような課題を背景に実施されているのかを考える。そしてそれが現実に、日本にいるブラジル人の子どもの将来期待に対応できるのかを検討する。第２章でみる“エザミ・スプレチーボ”については、⑤に関わる問題であり、第３章でみるブラジル人学校の質の問題は、②に関する問題である。

第２章　“エザミ・スプレチーボ”(Exames supletivos）と“ENCCEJA”

在日ブラジル人の成人や青年の教育問題の一助として、ブラジル政府は、“エザミ・スプレチーボ”または“ENCCEJA”とよぶ試験を実施することで、青少年の勉学へのモチベーションをあげるように努力を試みている。都築（2006）に引き続き、この問題について明らかにする。

第１節　“エザミ・スプレチーボ”と“ENCCEJA”実施の歴史

筆者たちは、日本国内において、ブラジル政府が在日ブラジル人のために教育的施策として実施している“エザミ・スプレチーボ”（Exames supletivos：スプレチーボ試験、補習課程修了検定試験、あるいは初等中等教育修了資格認定試験などと翻訳）[1)] の詳細を知るべく、2005年８月にパラナ州教育事務局（クリチーバ市）を訪れた。パラナ州教育事務局は、ブラジル政府の委託をうけて、この試験を実質的に取り仕切っているからである（この詳細については、都築 2006：41-53.

を参照)。そして今回（2007年８月20日)、ブラジル教育省（Ministério da Educação）を訪問した。ブラジル政府側の教育への姿勢を明らかにし、在日ブラジル人の子どもが抱える問題についての解決点を見いだしたいと考えたからである。

“エザミ・スプレチーボ”は、1999年から実施されている。パラナ州教育委員会では、1999年の実施当初から2006年までの資料のいずれでも“Exames supletivos”と呼称している。ブラジル教育省では、“スプレチーボ”（supletivos）に、「補足的な」という意味あいがあることにより、「ニュアンス的に問題がある」とのことで、“ENCCEJA”に変更したということである。2000年から、名称を変更し、法整備してきている。ブラジル教育省での入手資料や説明では、2002年と2004年以降は、“ENCCEJA ”と呼称していた。内容的、本質的には変化はない。

“ENCCEJA”（EXAME NACIONAL PARA CERTIFICAÇÃO DE COMPETÊNCIAS DE JOVENS E ADULTOS）は、“学校に通う時期（年齢）に試験を受けられず、卒業できなかった成人や青年に対して、ブラジル教育省の提案により、受験機会を与えられた試験”のことである（MEC：審理書3415号。2004年10月21日公示)[2)]。

“ENCCEJA”の受験資格について、ブラジル政府は、「受けられる年齢は、学校に通っていても通っていなくても良いが、基本となる年齢以上で、また卒業していなければ良い。また成人と青年が、現在の学力を評価するプログラムとして、受験することもできる」。「この試験を受けると、州、市町村、首都の教育局や教育委員会がこの試験結果により、小中学校と高校の卒業証書を発行することができる」と述べている。これが在日ブラジル人の学力評価として利用されているのである。

第２節 “ENCCEJA”の目的と法的根拠

“ENCCEJA”の目的は、ブラジル教育省の説明では、以下のようである。

教育省の説明

Ⅰ）この試験は、学校や家族をはじめとする社会や伝統文化の中で学んだことを、スキルと能力を問う試験という形で、成人と青年が自分で自分の能力を試すためのもので、この試験が、国全体の基本となり参考となることが目的である。

Ⅱ）義務教育は、法番号9394/96（**LDB**（教育基本法））の**38条１項、２項**（小中学校15歳まで、高校18歳まで）により義務教育とされた小中学校と高校の卒業レベルの成人と青年の評価をするために、その受験者の能力や知識を測るため使えるような試験の構成を作らなければならない。

Ⅲ）**LDBの法番号9394/96の第24条Ⅱ項Ｃ節により**、自分がどのレベルであるのかというのと、学歴の修正がこの試験で評価される。

Ⅳ）成人と青年の教育に関する提案の品質を高めるために、そして、試験に関する色々な情報を教育技術と教授法、知識、教育方法、効果、社会経済と文化のデータバンクを作り、実現させ、周知することが目的である。

Ⅴ）成人と青年の教育に関する公共政策の評価に導入する質的な指標を作ることを目的とする。

法的根拠としての教育基本法

上記に少し解説を加えるとすると、まず、上記の法的根拠として用いられているのは、**ブラジル**

の教育基本法（Lei de Diretrizes e Bases da Educacão　Nacional, 略してLDB）である。

Ⅱ）で言う**LDB（教育基本法）の「38条１項、２項」**は、下の**「38条の①の一と二」のことである。**

第38条　各教育制度は、国内の共通基礎カリキュラムを含み、通常の課程の勉強を続けることを可能にするような、**補習的な課程と試験を導入する。**

①　本条が言及する試験は次の年齢条件の人に実施される。

一、初等教育修了の水準では十五歳以上の人を対象とする。

二、中等教育修了の水準では十八歳以上の人を対象とする。

②　被教育者がインフォーマルな方法で獲得した知識や技能は、試験により評価され認められる。（江原・手島訳　1999：34）

Ⅲ）で言う**LDB**（教育基本法）の**「第24条Ⅱ項Ｃ節」**とは、

第24条　基礎教育は、初等教育と中等教育段階において、次の共通規則に沿って組織されるものとする。

二、初等教育第一学年を除き、如何なる学年又は教育段階においても、次のように分類される。

（ａ）当該学校において前学年、前教育段階に通学して学業を修めた生徒の進級による。

（ｂ）ほかの学校出身者の転校による。

（ｃ）それまでの学歴にかかわらず、各教育制度の規定に従い、候補生徒の学業発達段階や経験を当該学校の評価基準で計測して適切な学年に登録を許可することによる。（江原・手島訳　1999：26）

すなわち、ブラジル国内の教育水準を高めるために、当該学年に在籍する学生のみならず、学齢期において教育を受けられなかった生徒に対し、常に門戸は開かれ、また彼らの学業発達段階や経験にふさわしい教育の場が用意されるように配慮されているのである。この**「38条の①の１項と２項」**と**「第24条Ⅱ項のＣ節」**を法的根拠として、“エザミ・スプレチーボ”と“ENCCEJA”が実施されているのである。**「38条の②」**で「被教育者が**インフォーマルな**方法で獲得した知識や技能」が、「試験により評価され認められる」ことが国の教育基本法で正式に認められていることが、まさに「スプレチーボ」＝「補足的な」試験を実施する根拠である。**「24条Ⅱ項のＣ節」**によって、自分の学歴の「修正」ができ、例えば、ブラジルで学業を途中放棄せざるをえず、就労した者も、再度その試験を受けることによって、自分の学歴を上昇させることができる。また、上記の**「第38条①の一と二」**によって、初等教育検定試験（“Ensino Fundamental”）は15歳以上、中等教育検定試験（“Ensino Médio”）は18歳以上に、受験資格があるとしている[3)]。また、政府の説明のⅤによって、この資格の受験者は、ブラジルに帰国後、その資格が正式に課程を修了した証明として使用されることが保証されているのが明らかである。この教育基本法は、1996年に制定された。“エザミ・スプレチーボ”が日本で実施されたのは、1999年からである。

第３節　“ENCCEJA”の構成と法的根拠

“ENCCEJA”については、ブラジル教育省は、以下のような認識を持っている。

認識軸

Ⅰ）ポルトガル語の標準語を使いこなし、数学的で芸術的で科学的な言語を使用する。

Ⅱ）自然現象や、歴史的・地理的プロセス、技術的生産、そして芸術的な表現に、色々な分野の知識と考え方を適用し、使用する。

Ⅲ）色々な状況や問題に直面したときの、決定や解決の仕方を、色々な形の情報やデータを選択し、整理し、関連付け、解説する。

Ⅳ）説得力のある説明ができるために、色々な経験と色々な形で示されている情報を関連付ける。

Ⅴ）色々な知識を元にして、人間性と社会・文化的多様性を尊重しながら、現実に対して、ソリダリティに基づいて関与する提言を考案する。

上記について、法的根拠は明らかにしていないが、LDB（教育基本法）をみると、**第26条①～④**には詳細に記されている。すなわち、

第26条　初等教育、中等教育のカリキュラムは全国的に共通の基礎に立脚するものとする。ただし、右共通の基礎にもとづくカリキュラムは、各教育制度と各学校において、各地域と各地方の社会、文化、経済、および教育受益者の特徴の必要性に応じた多様な形で補足されるものとする。
①本条文冒頭で言及されるカリキュラムには、必修教科としてポルトガル語、数学、物理・自然の世界、そして社会・政治的現実に関する各教科、特にブラジルの社会・政治を含むものとする。
②芸術の教育は、生徒の文化的発達を促進するために、基礎教育の種々の段階のカリキュラムにおいて必修とする。
③学校の授業計画に組み込まれる体育の教育は、基礎教育カリキュラム構成教科である。この体育は生徒の年齢層と条件に応じて行われ、夜間課程においては随意とする。
④カリキュラムの選択教科には、必修科目として、第５学年から最低一つの現代外国語を含むものとする。この教科の選択は、学校関係者の責任とし、その導入は学校の経済的・物理的可能性の範囲内において行われるものとする。

上記をもとに、試験を小中学校と高校のレベルにあわせ、法律に従って、それぞれ４種類の試験を作ることになっている。小中学校は、①ポルトガル語、外国語、芸術・美術、体育と作文、②算数、③歴史、地理、④理科（自然科学）。高等学校では、①言語と記号のテクノロジー、作文、②数学とそのテクノロジー、③ヒューマンサイエンスとそのテクノロジー、④自然科学とそのテクノロジー、である（試験の内容については、都築2006：43）。都築（2006）でも述べたが、ブラジル教育省は、科目ごとに試験を実施して、知識の細かい内容を聞く、ということではなく、エリアごとに、実施し総合的な能力を身につけることを重要と考えている。

なお、この「第26条の④」において、「第５学年から最低一つの現代外国語」が、必修科目として課せられている。ブラジルでは、スペイン語と英語から選択される。これは日本にあるブラジル人学校でも同様であり、これを日本語で代替することはできない。日本語はあくまで選択科目であ

り、これを“エザミ・スプレチーボ”の試験科目として扱うことは、ブラジル政府は考えていない[4]。

第４節 “ENCCEJA”の実施

次に、日本における“ENCCEJA”試験の実施について見る。（表１）では、1999年、2000年、2001年では、パラナ州教育事務局のみが実施している。2002年からは、ブラジル教育省の国立教育調査研究所（**INEP**：Instituto Nacional de Estudos e Pesquisas Educacionais）も共に実施している。初等教育検定試験（“Ensino Fundamental”）と中等教育検定試験（“Ensino Médio”）、それぞれに申込者数と実際の受験者数が記されている。（表２）では、2007年に実施された、“ENCCEJA”の実施場所と初等教育検定試験と中等教育検定試験の受験者数が記されている。

（表１）日本における SUPLETIVOS と ENCCEJAの実施状況[5]

年	試験	責任機関	初等教育 受験者数	初等教育 申込者数	中等教育 受験者数	中等教育 申込者数
1999	SUPLETIVOS	パラナ州教育事務局	107	286	165	422
2000	SUPLETIVOS	パラナ州教育事務局	287	676	487	944
2001	SUPLETIVOS	パラナ州教育事務局	279	1, 027	812	1, 418
2002	ENCCEJA	パラナ州教育事務局，国立教育調査研究所	438	993	1, 048	1, 881
2003	SUPLETIVOS	パラナ州教育事務局，国立教育調査研究所	349	597	802	1, 279
2004	ENCCEJA	パラナ州教育事務局，国立教育調査研究所	208	485	535	1, 049
2005	ENCCEJA	パラナ州教育事務局，国立教育調査研究所	156	465	515	1, 109
2006	ENCCEJA	パラナ州教育事務局，国立教育調査研究所	－	331	－	894
2007	ENCCEJA	パラナ州教育事務局，国立教育調査研究所	520	－	1, 301	－
合　計			2, 344	4, 860	4, 665	8, 996

※１　申込者数は、試験に申し込んだ人、受験者数は、実際に受験した人を指す。
※２　この資料はブラジル教育省から入手したものを一部改変した。
※３　「国立教育調査研究所」は**INEP**の和訳（Instituto Nacional de Estudos e Pesquisas Educacionais）。

（表２）2007年の ENCCEJA の実施場所別受験者数[6]

地域	合計	E.F	E.M
府　中	9	5	4
群　馬	374	115	259
久里浜	11	11	－
長　野	281	86	195
静　岡	1, 097	291	806
栃　木	49	12	37
合　計	1, 821	520	1, 301

E.F ：“Ensino Fundamental” ：初等教育検定試験
E.M：“Ensino Medio” ：中等教育検定試験

第５節　実施についての課題

実施の費用

“ENCCEJA”が実施されることについて、ブラジル国内で実施される“ENCCEJA”の予算は、450万reais（日本円にして、約238,905,000円）である。日本での必要経費は250万reais（日本円にして、約132,725,000円）である[7]。

受験に関しては、ブラジル国内でも日本でも無料である。日本での受験生が例えば2007年の受験者数1,821人とすると（表２）、一人あたりに換算するとコスト高であるが、これについては、「日本におけるブラジル人コミュニティが、組織化され、ブラジル政府を説得した結果である。」「多大な送金がブラジル本国にあり、ブラジル社会に貢献している」からであるとブラジル教育省は認めている。

実施が可能な理由

日本で実施が可能である最大の理由を教育省は以下のように述べている。①当該国が告知のための費用負担と告知の周知ができること。「試験は無料であるが、『試験をする』と告知する費用は出すことができない。従って、告知できる条件があることが必要である。」「日本ではエスニック・メディアが発達しているのが心強い。告知をしっかりできる。」②試験実施について、ボランティア・スタッフが、動いてくれること。試験の実施時になると、ブラジル教育省とパラナ州教育事務局（クリチーバ市）の関係部署のスタッフが来日する。しかし試験会場などの細々した手伝いは、日本のスタッフが必要である。「日本のブラジル人コミュニティで、ボランティアとして手伝ってくれる人が必要。」ということである。これまでの筆者の聞き取りでも、日本にあるブラジル人学校が、試験会場を開放し、学校のスタッフが試験当日に手伝っているということは明らかである[8)]。また③実施については、自然発生的なものではなく、日本におけるブラジル人の教育環境の向上のために、この試験の実施を積極的にブラジル政府に「要望した人」がいた、ということである。「要望した人」とは、商工会、エスニック・メディア、ブラジル人学校協会、ボランティア組織などであったという。

日本以外の国での実施の可能性

日本以外のブラジル人の移住先での実施については、「アメリカでも要望があったが、国土が広大すぎるので、実際にどの地域でどの位のニーズがあるのか不明である。現在のところ把握できていない。来年（2008年）アメリカで実験する。」とのことである。またスイスでは「既に２回実験しており、今年３回目を予定している。」パラグアイでは、「実施の予定はない。」日本には「新幹線がありますから・・。」と笑いながら、国土の狭さと交通の利便性を指摘してくれた。

ブラジル政府の希望

以上、“エザミ・スプレチーボ”と“ENCCEJA”の沿革と、ブラジル政府の認識について見た。ブラジル教育省は、この試験の実施に対して、莫大な費用と労力を投下している。ヒアリングの最後に、スタッフは「現場からわれわれにどういう方向にしていけば良いのか、提案があがってくることを期待したい。今年のブラジル国内の受験では、2007年に45万人の受験生が登録されている。これと同じ手法で、日本にいるブラジル人にも実施されるようになった」「日本にいるブラジル人が、日本にいながら検定を受け、ブラジルに帰国して進学して欲しい」と述べた。日本で“ENCCEJA”を受験後、ブラジルに帰国して進学する可能性については、後に述べる。

第３章　日本におけるブラジル人学校の現状と課題

次に、やはりブラジル政府が関心を寄せている、在日ブラジル人のためのブラジル人学校について述べる。

第１節　日本におけるブラジル人学校の現状と課題

ブラジル人学校選択理由

小内（小内 2003：218-9、小内 2006：56）は、現在日本に居住するブラジル人児童・生徒の教育形態を、①公立小中学校、②ブラジル人学校、③どこにも通わない不就学の３つに分化している、と捉える。文部科学省は2005年（平成17年）と2006年（平成18年）に12の自治体（１県と11市）の調査をおこなった。当該自治体に外国人登録されている者のうち、義務教育の就学年齢にある子どものリストを作成し、その就学状況を調べた。その結果、「公立学校等」に就学する者は60.9%、「外国人学校等」は20.5%、「不就学者数」は1.1%、そして「転居・出国等」は17.5%であった[9)]。

本項では、ブラジル人学校に焦点を当ててみる。小内、小野寺らの調査によると、ブラジル人学校を選択する理由は、①親の立場では「ブラジルで進学するために役立つ」（80.0%）が最も高く、教育期待が高い。次に「ポルトガル語で勉強ができる」（19.6%）、「ポルトガル語の勉強ができる」（15.8%）と続く。②子どもの立場では、「ブラジルで進学するために役立つ」（73.1%）、「ブラジルで就職するために役立つ」（44.8%）、「ポルトガル語を勉強したい」（41.8%）、「親が決めたから」（40.3%）、「ブラジル人の友人を増やしたい」（34.3%）、「ポルトガル語で教えてくれる」（32.8%）と続く（小内 2003：224-5、小内 2006：60-1.[10)]）。選択の内容は、将来的にブラジルへ帰国することを前提とした高学歴志向のものと、使用言語に起因するものに大きく分けられる。このような高い教育期待のため、高額な費用にもかかわらず、また遠距離通学も多い中、親子は日本にいて、ブラジル人学校への通学を選択している。

ブラジル人学校の数

日本にあるブラジル人学校については、調査研究が蓄積されている（小内 2003、小内 2006、結城 2006、結城 2007）。その数は、小内によれば、「2005年現在、日本には63のブラジル人学校があり、そこで約8,000人の子どもたちが学んでいる。そのうち36校がブラジル教育省から正規の学校として認可を受け、帰国後の教育との連続性が確保される」（小内 2006：60）。結城によれば、「平成17（2005）年12月１日現在、実在し、学齢期の子どもがひとりでも在籍している教育施設」は75校で、そのうちブラジル政府認可校となっている学校は32校、文部科学省指定校[11)]は19校（結城 2006：14）。そして翌年の平成18（2006）年12月１日現在、84校で、前年より９校の増加（結城 2007：19）。これら84校のうち、ブラジル政府認可校になっているのは49校。文部科学省指定校は33校。各種学校認可校[12)]は４校である（結城 2007：30）。また、ブラジル教育省の発表では（2007年８月の調査において）、94のブラジル人学校があり、50が認可されているという。

他方で、ブラジル人学校については、最近閉校が相次いでいるとの情報もある。ブラジル大使館が2007年１月までにまとめた調査によると、長野県、愛知県、静岡県の３県の計８校が閉鎖していたことが知られている[13)]。閉鎖の理由は、経営不振が大半であるという。

以上のように、ブラジル人学校の存在は、年度により変動が激しく、掌握が困難である。

第２節　ブラジル人学校は確かな質を維持しているのか

ブラジル政府の認可校の質

では、ブラジル人学校の質はいかがなものか。われわれの調査グループも群馬県大泉町、太田市、愛知県豊橋市、静岡県浜松市などのブラジル人学校を随時見学している。それらの多くは、「学校」としての体裁を備えているものの、施設面、カリキュラム面、教員の質という面で十分とは言い難い。また学校間の差は大きい。ブラジル政府が日本にあるブラジル人学校の質をどう保証するのか、あるいは学校としての基準をどうはかっているのか。ブラジル人学校の「質」を「ブラジル政府の認可」の取得という視点でみてみる。

ブラジル政府認可校は、ブラジル教育局基本教育審議会で審議され決定されるものであり、ブラジル政府認可校として承認されるには、次の５つの書類を提出しなくてはならない。①経営母体が日本の法律上認められるものであるということを、日本の行政機関により証明された書類、②教育企画と構成カリキュラム、③教育・技術管理職員のリスト、④代表者の在日ブラジル大使館への登録、⑤利用可能施設の叙述、である（結城 2007：190[14]）。

ところが、ブラジル教育省の調査では以下のように述べられた。「2004年から基礎をつくり、2006年に微調整し、認可の基準を変更あるいは緩和している。」例えば、（例１）2004年には、教室内のインテリアのmapを提出させていた。広さの数字を皆、記して。これを2006年では明記を簡素化した。そして写真で提出させるようにした。（例２）2004年に、学校が位置している自治体の許可の書類を提出させた。2006年には行政がその許可書を出していないことが判明し、出させないことにした。（例３）大きな変更として、2004年では「許可を受けてから開校して良い」となっていたが、これを2006年には廃止し、「いったん運営して、それから許可を申請しても良い」ということにした。「認可申請が簡便になったせいか、現在24校が申請中である。これは、新規の申請のみではなく、例えば“小学校が許可されていたが、その上、高校を申請”のような事例もある」ということである。すなわち、ブラジル教育省は、認可を緩和していると思われる。

ブラジル政府に認可を与えられた学校は、確かな学校であろう。だが、その認可申請が簡便になれば、学校の質がこれまでより低いものでも認可されてしまう恐れがある。また質が維持されない場合もあろう。結城はこの点を、ブラジル政府によるその後の監査は定期的におこなわれているが、書類審査が中心で、現状把握の監査としては、どれだけ機能しているのか疑問が残ると憂慮している（結城 2007：190-1）。

「日本の文部科学省の指定校」となることや「各種学校の認可校」となることと学校の質

次に、「日本の文部科学省の指定校」となることや、「各種学校の認可校」となることは、学校の質を保証することになるのであろうか。あるいは、どのようなメリットとなるのであろうか。我々のおこなった静岡県浜松市や愛知県豊橋市での調査を振り返っても、「文部科学省の指定校となること」や「各種学校に認定されること」のメリットを挙げる経営者は少なかった[15]。なぜなら、①認可基準が厳しく煩雑であり、書類作成に多大な時間がかかるからである。②また、多くの「学校」の建物が当初から学校用に建設されたものではなく、代用品であったり、急場しのぎであったりするため[16]、「学校」の求める基準にあわせるには莫大な経費がかかる点も挙げる。③また、ブラジル人学校を選択する親子の将来展望がブラジルへの帰国（＝ブラジルでの大学進学、就職）である

ならば、経営者は、日本の文部科学省の指定校の基準に達した学校の指定や認可をうけることは、あまり意味がない、と考えるようである。

ただ、④子どもの側からみると、文部科学省の指定校を卒業すれば、日本の中での大学進学の可能性が出てくる。日本社会の中での大学進学や労働市場への参入は、日本の公立学校への在学（者）と同様に、可能性が広がると言える（そうであるならば、日本の公立学校への通学の方が現実の進路との適合性が高いはずであるが、それでもなおブラジル人学校への通学を選択しているのは、言語的要因が障壁であるのかもしれない）。

実際には、日本での大学進学を実現している子どもは少なく、日本の労働市場に参入している例が多い。従って、ブラジル人学校を選択していることは、将来展望とのミスマッチが現実に起こっているのであるが、親子がブラジル人学校を選択する時点では、帰国が願望されているのである。

以上でみたように、ブラジル人学校の質は、ブラジル政府の認可校になったからといって保証されているとは必ずしも言えない。しかし、ブラジル人学校を選択した時点では、ブラジルへの帰国（＝ブラジルでの大学進学、就職）という将来展望の可能性を政府側から保証する意味でも、将来展望の実現化という安全感は大きいと言えよう。

ブラジル政府の展望

では、認可とは関係なく、その他の質についてブラジル政府はどう考えているのか。ブラジル人学校についての、ブラジル政府が考える重要なポイントは、第一にカリキュラムであり、第二に教員のレベルである。「教員のレベルは、ブラジル本国でも厳しく変わってきている。これまで１～４年の学年に対する教員は、高校卒業程度の学歴で、ある一つの科目に得意があれば良かった。これが大学卒業の学歴が必要となった。日本でも同様である」。「日本では大卒で、しかし例えばエンジニアリングを卒業した人が数学を手探りで教えたりしている。教育法を未習得で教えている場合がある」。ブラジル人学校の中には、必要に迫られ、私塾のような形で始まったようなものもある。また、工場労働のために来た人が、ブラジルでの教師の経験を買われたり、経験はなくても、得意科目を教えるように、頼まれたりして、教員を始めたりすることもあった。こうしたことはこれまでは、やむを得ないことであっただろう。これはブラジル本国でも、課題となっている。

第４章　ブラジル政府の非識字率解消のための教育政策と在日ブラジル人への教育施策

それでは、ブラジル政府が、なぜ、成人や青年の教育問題や外国に所在するブラジル人学校に多大な関心と支援を寄せるのか、ブラジル社会の教育問題を検討することによって、明らかにする。ブラジルの教育で大きな社会問題となっているのが非識字問題と留学や退学など子どもの学校離れ、学業放棄の問題である。

第１節　識字率向上

ブラジル人の成人の非識字者数については、江原（2004）に詳しい。江原によれば、ブラジル人

の成人の非識字者数は、世界でもトップ９カ国の中にランクされ、留年や退学といった教育制度の質や機能の問題もよく知られている[17]（江原 2004：65)。非識字は教育の問題を象徴する現象であるが、それは教育機会の不足、教育の質の低さ、学習の定着度の低さなどの集約によるものだからである（江原 2004：66)。1980年から1990年にかけてのブラジル全体での15歳以上における非識字率は18.3%であるが、その後一貫して減少し、1994年では16.0%に減少している。2001年になると、15歳以上の非識字率は12.4%、15〜19歳では3.2%、20〜24歳では5.3%、25〜29歳では6.8%、30〜39歳では9%、40〜49歳では12.2%、そして50歳以上では27.5%となっている[18]。「15〜19歳」が最も非識字率が低く、年齢が上昇するに従い、非識字率が上昇しているのが特徴的である[19]。

第２節　進級、留年、退学率の変化

また、子ども達は、初等教育の段階で、合格できず、不合格や授業放棄する。その結果、進級できず、留年や退学をする（江原 2004：69)。そうしたつまずきは、初等教育の１年と５年に多いという[20]。次に、初等教育における進級、留年、退学などについて、経年変化を見ると、1995年から1996年と、1999年から2000年においては、進級率は64.5%から73.6%に上昇し、留年率は30.2%から21.6%へ、また退学率も5.3%から4.8%へと下降している。標準外生徒在籍率も、47%から41.7%へと下降している[21]。

以上から言えることは、ブラジル人の非識字率は、徐々に改善されていることである。初等教育における進級率が70%程度と低く、留年、退学なども高いことから、初年度や５年生など若年時に学業でつまずくことが多いと言えるが、それでも1995年から比べると徐々に進級率も上がり、留年する者も減ってきていると言える。また、当該学年にいる生徒ではない生徒の在籍率も減ってきている。初等学校における生徒の学校離れ、学業放棄を防ぐために、ブラジル政府は1990年から教育に力を入れている[22]。教育基本法を1996年に制定し、1997年から「教育の10年」なる取り組みを実施し、「初等教育の普遍化と遠隔教育を利用した青年・成人教育、教員研修、全国学業評価網の整備」などをしている。また「学齢期の子どもだけでなく、『成人と青年の教育』というタームで表される、主に労働者のための義務教育補完を意図する教育形態も盛んに行われている」（江原 2001：79）のである。

第５章　小括：学業離脱をふせぐための“スプレチーボ”とブラジル人学校

つまり、在日ブラジル人のためにおこなわれている“エザミ・スプレチーボ”は、ブラジルの社会全体の教育の底上げをするために政府が力をいれている一大事業であり、識字率向上のための教育支援の一環であった。日本で実施する“エザミ・スプレチーボ”は、25問、ブラジル実施の試験は30問であり、日本の試験内容のほうが安易であるという指摘がある。政府はこれについては「2008年から統一しようと思っている」と述べているが、容易な試験を実施することによっても、在日ブラジル人の青年・成人に対して、ポルトガル語で勉強させること、資格を取得させることが重要だという認識である。“エザミ・スプレチーボ”実施のためには、教育基本法を背景に、制度

を整備し、充実させていることは第２章で述べた。ブラジル国内での高い教育離脱者の救済のためのシステムを日本国内に援用したのである。この試験を受けることが日本国内にいてもブラジル人としてのアイデンティティを保ち、また就労時間以外に勉強をおこなう習慣を身につけさせることによって、生活が乱れず、犯罪に向かわせないための“受け皿”として機能してほしいという政府の希望がある（都築 2006）。

また、ブラジル人学校への支援も、日本にいるブラジル人の“識字率”を高め、学業放棄を防ぐための“受け皿”でもあり、“戦略”であることもわかる。ブラジル人が日本の公立学校へ行き、ポルトガル語を忘れたり、習得しなかったりすれば、ポルトガル語話者としては非識字者となる。

では、先に述べた、ブラジル人学校を選択した親子の教育展望はどう実現されるのであろうか。日本にいてブラジル人学校を選択したことにより（またそれがブラジル政府認可校であった場合）、ブラジルへ帰国後、大学進学や就職を希望したとする。制度的にはそれは可能である。しかし、ブラジル国内は、この10年、教育の底上げを目指し、学力向上を志向しているのである。日本にいて、ブラジル国内で受けるより高い授業料を支払いつつ、「この学校を卒業すれば、ブラジルで大学進学できる」あるいは「就職できる」と期待をしたとしても、ブラジル国内で学習するブラジル人の学力はより向上しているのである。ブラジル国内での学力向上がすすめばすすむほど、ブラジルへ帰国後、大学進学の場合のハードルが高くなり、進学するほどの学力のない在日経験のあるブラジル人は、進学不可能となるのではないのか。在日ブラジル人学校へ通学する親子の教育期待と教育戦略は合致しないのである。

在日ブラジル人の子ども達の教育は、継続するのがなかなか困難なのではないだろうか。①ブラジルで教育を途中放棄した青年・成人は、来日後就労しつつ、日本でインフォーマルに勉強し、“エザミ・スプレチーボ”を受験し、初等教育あるいは中等教育修了の資格を取得することができる。②彼らは、近い将来帰国し、ブラジルでの進学が可能であろうか。制度的には可能である。しかし、おそらく大学進学をするためにはいっそうの準備が必要であろう。③では、彼らは、ブラジルでの労働市場に参入できるのであろうか。我々調査団が報告した「タダイマ・プロジェクト」（都築 2006：47-53、飯田 2006：19-20、イシ 2007：79-102）への参加者について、その可能性を検討してみると、例えばより高度な学歴や言語、コンピューター関連知識や技術などを会得した人々や、日本での経験を十分に生かした人が、来日以前より良い就労先を得ることができるようだ。④日本で誕生、あるいは若年で来日し、日本で教育を受けた青少年はどうであろうか。ブラジル人学校への通学者の多くは、「ブラジルへの帰国、進学、就職」を希望する。制度的にはブラジルの大学への進学は可能であろうが、学力的に不十分である可能性が高い。帰国後かなりの準備が必要であろう。⑤彼らが日本での就労に進路変更した場合、日本の労働市場で必要とされる高学歴や言語を習得していない場合、将来展望は期待どおりにはいかない。

以上、ブラジル政府の教育支援と在日ブラジル人の教育の現状を、部分的にではあるが考察した。ブラジル政府は在日ブラジル人の教育支援に熱意を持っている。今後もこの分野の調査を継続し、教育期待、教育達成、将来展望などとの関連を考察する必要があるだろう。

おわりに

本稿では、ブラジル人の子ども達への教育支援をみた。現状は厳しいが、実は学校以外に別の回路も見ることが出来る。学齢期後の青少年のための日本語教室やコンピューター関連の講座が、名古屋市、豊橋市、浜松市で多く開講されている。ブラジル資本のビジネスが、ブラジルから日本へ直接展開されている事業が多い。また来日したブラジル人が、エスニック・ビジネスとして個人営業をしている講座もある。これらの講座は、有料であり、また土日などの休日や平日の夜に開講されているのだが、そこでは就労後の時間に、熱心に学習している青少年の姿が見られる。彼らが日本社会で新たなステップ・アップを目指していることは明らかであろう。

注

1）Exames supletivos の訳語については、小内による（小内 2006：65)。

2）この試験は、以下のような法律で組織化されている。

・国の教育基本法（LDB）（法番号9394/96）

・成人・青年の義務教育（SEF/MEC）のための国のカリキュラム指導方針

・意見書CNE/CEBの11/2000番とその決議CNE/CEBの01/2000番、意見書CNE/CNBの04/98番とその決議CNE/CEBの02/98番、意見書CNE/CEBの15/98番とその決議CNE/CEBの03/98番、意見書CNE/CEB16/99番とその決議CNE/CEBの04/99番

3）ただ、これまで実施されている試験の受験生については、受験者数は明らかであるが、青年・成人の実際の年齢についての資料はない。

4）①さらに言えば、日本の公立学校で学習した子どもがブラジルに帰国した場合、ポルトガル語の未習得に加えて、この第二外国語の未習得も大きな障壁となっている。②日本語を時間割りに入れることは、日本にあるブラジル人学校をブラジル教育省が認可する条件の一つである。

5）（表１）と（表２）については、パラナ州教育事務局発表のもの（都築 2006：44-6, 表２, 表３, 表４）とは、数字が異なる。また、教育省の発表のものは、合格者の数字が未掲載。

6）注５と同じ

7）ブラジル中央銀行（Banco Central do Brasil）によって発行されている。１レアル＝53.09円（2006年８月４日現在)。

8）都築（2006）でも述べたが、群馬県では関東学園大学、神奈川県では横浜のJICAのセンター、静岡県では「研修交流センター」、愛知・三重県方面では、南山短期大学、名古屋市立大学、愛知学院大学、豊田工業専門学校、鈴鹿のブラジル人学校（ESCOLA ALEGRIA DE SABER UNIDADE DE SUZUKA）など大学・学校、公共施設などが選択されている。こうした場所では、ブラジル人スタッフのみでなく、日本人ボランティアなどが会場整理、試験場スタッフとして協力しているという。また会場選択には、遠距離を自家用車で来る親子などがいるため、駐車場の確保、待機場所の確保などが可能な点が考慮されているという。

9）（表３）に概略を示す。文部科学省は外国人の子どもの就学支援方策等についての調査研究を行う「不就学外国人児童生徒支援事業」の一環として、南米出身の日系人等のいわゆる「ニュー

カマー」が集住する自治体を中心に、外国人の子どもの不就学の実態調査を委嘱した。このうち、12の自治体（１県11市）で、就学状況が不明な子どものいる外国人の世帯に対し、戸別訪問を行う等の方法により調査を実施した。また、１市では、抽出によるアンケート調査により調査を実施した。平成18年度実施。飯田市と四日市市は17年度に実施。

（表３）「外国人の子どもの不就学実態調査」（平成18年）

調査対象の自治体	外国人登録者数	就学者数		不就学者数(3)	転居・出国等(4)
		公立学校等(1)	外国人学校等(2)		
太田市	784	413(52.7)	185(23.6)	5(0.6)	182(23.1)
飯田市 ※１	225	167(74.2)	14 (6.2)	4(1.8)	40(17.8)
美濃加茂市	417	212(50.8)	109(26.1)	10(2.4)	86(20.6)
掛川市	457	195(42.7)	69(15.1)	14(3.1)	179(39.2)
富士市	354	236(66.7)	38(10.7)	4(1.1)	76(21.5)
豊田市	1,120	580(51.8)	197(17.6)	3(0.3)	340(30.4)
岡崎市	566	371(65.5)	93(16.4)	3(0.5)	99(17.5)
四日市市 ※２	407	293(72.0)	63(15.5)	7(1.7)	44(10.8)
滋賀県	1,833	1,235(67.4)	303(16.5)	57(3.1)	238(13.0)
豊中市	223	169(75.8)	21(9.4)	1(0.4)	32(14.4)
神戸市	2,668	1,550(58.1)	742(27.8)	2(0.1)	374(14.0)
姫路市	835	600(71.9)	190(22.8)	2(0.2)	43(5.2)
合　計	9,889	6,021(60.9)	2,024(20.5)	112(1.1)	1,732(17.5)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/012.htm
(1)公立学校等：国公私立小・中・特別支援学校（小中学校部）を指す。
(2)外国人学校：日本に居住する外国人を対象として日本の小学校、中学校等に相応する組織的な教育をおこなう施設を指す。
(3)不就学者：公立学校等及び外国人学校等のいずれにも就学していない者を指す。
(4)転居・出国等：転居・出国その他難からの事情により連絡が取れなかった者を指す。
※１、※２：飯田市、四日市市は17年度に調査を実施。

10）原資料は小野寺の論文より引用（小野寺 2002：72)。

11）日本の文部科学省の指定校とは、「外国において学校教育における一二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件」（昭和56年10月３日文部省告示第153号（平成元年10月18日付け一部改正））によって指定された学校。この指定された学校の課程を修了することにより、日本の大学の入学資格を認められる。

12）学校法人および各種学校としての認可校とは、学校教育法の第83条で、「第１条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別な規定のあるもの及び第82条の２に規定する専修学校の教育を行うものを除く）は、これを各種学校とする」による。

13）2007年４月20日読売新聞記事、http://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/news/20070420ur02.htm

14）これについては、結城は、注で「ブラジル連邦広報記載CNE/CEB/20/2005号による。基本教育審議会の決議として、ブラジル政府認可校の審査に関するCNE/CEBの第２/2004の第10条を廃止して、これら５点をブラジル政府認可申請のために不可欠な要件と定めた。」と述べている。（結城 2007：193)。

15）ブラジル人政府認可校と文部科学省指定校は税制面での優遇措置はないが、各種学校は、税制面での優遇措置がある。しかし、その他の設置基準は（各都道府県によって異なるが）厳しい。例えば、「山梨県の設置などの認可に係わる審査基準」では、自己評価、情報の積極的な提供、立地条件、生徒数、入学資格、校長（が専任であること)、教員数（生徒定員40人につき１人以上)、年次計画による教員の採用、施設（教育上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なもの)、教具・校具及び設備、施設・設備の所有（校地、校舎、設備などは原則自己所有)、年次計画に

よる施設・設備の整備、設置経費及び経常経費（負債額が設置経費の３分の１以内など）。各種学校の認可には、経営の公開性と継続性が求められる。県からの定期的な監査もある。「山梨県学校法人の寄付行為及び寄付行為の変更の認可に係わる審査基準」では、設置経費、経常経費、役員や役員報酬、収益事業、寄付行為の項目などについての詳細な基準がある。

16）筆者の見た例では、（例１）もとが家具屋の例では、３階建てで建物としては大きいが、窓がなく倉庫然としており暗かった。また給食用の台所は生徒数に対して狭く感じた。トイレは簡易トイレが設置されていた。教室一つ一つが小さい。防災上の不安を感じた。（例２）もと塾の例では、学校らしい雰囲気があるが、小さな建物でフロアーが狭い。階段がらせん状で小さい子どもには危険性を感じた。（例３）もとビジネスビルの例では、会議室が連なっており、部屋が小さい。（例４）もとが結婚式場の例。ここは総合的には良い環境と思われる。敷地は広く、建物もすばらしい。柔道練習場もあり、現在ミニ・サッカー場も建設中であった。ただ、一つ一つの教室が小さかった。ほとんどの学校に、運動施設はなく、近くのスポーツジムを借りたりしている学校もあった。

17）非識字者人口の多い世界の９カ国は、インドネシア、中国、バングラデシュ、ブラジル、エジプト、メキシコ、ナイジェリア、パキスタン、インド（1993年12月現在）（江原 2004：76）。

18）（表４）年齢層別非識字率（ブラジル全体）の経緯

（表４）年齢層別非識字率―ブラジル全体

年齢	年　齢　層							
	15歳～	15～19	20～24	25～29	30～39	40～49	50～	60～
1980～1990年	18.3	9.4	9.8	10.2	13.3	22	28.9	43.8
1994年	16	7.5	8	9.3	11.3	17.5		33.5
2001年	12.4	3.2	5.3	6.8	9	12.2		27.5

出典）MEC1993及びMEC2003bより、江原作成

19）ブラジル国内の非識字は全域的な問題である。地域格差があり、州別に差がある。都市部では低い（江原 2004：66-7）。

20）（表５）は、2000年時点でのブラジル初等学校の合格と進級の割合を示すものである。学年全体で見ると、初等教育の合格率は77.3%、不合格10.7%、その結果、学業を放棄するのが12%である。進級率は73.4%、留年が21.7%、退学が4.9%である。学年別に見ると、合格者数が少ないのは、１年、次が５年である。「放棄」は、５年生が最も多く、次に１年生である。進級についても、同様であり、進級が最も低いのが、１年と５年であり、留年も同様である。退学をするのが、８年、６年、５年生である。初等学校では、入学後の１年につまずく者が多いが、１年生で不合格になっても退学に至る者は少ない。５年生より上級学年で不合格になると、退学に至る比率が高くなっていく。ブラジルでは、早い年齢からの学業放棄、留年、退学があり、学業が継続されていくことに、困難があると言えよう。

（表５）ブラジル初等学校の合格と進級の割合－2000年

指　標	合計	学　年							
		１年	２年	３年	４年	５年	６年	７年	８年
教育の結果									
合格	77.3	①70.7	76.5	80.7	82.7	②72.9	78.2	79.1	81.6
不合格	10.7	①15.1	②13.5	9.3	8.3	11.4	9.6	8	6.9
放棄	12	②14.2	10	10	9	①15.7	12.2	12.9	11.5
進級率									
進級	73.4	①62.8	73.7	77.5	79.4	②68.1	73.9	76.5	74.7
留年	21.7	①36.2	22.5	17.6	14.8	②24.8	17.6	17.1	15.2
退学	4.9	1	3.8	4.9	5.8	③7.1	②8.5	6.4	①10.1

Fonte:MEC／INEP
（江原 2004：69より引用）

21）（表６）は、ブラジル全体での初等教育における進級率、留年率、退学率、そして標準年齢外の生徒の在籍率を記したものである。それぞれ改善されていることが明らかである。

（表６）初等教育における進級、留年、退学及び標準年齢外生徒在籍率（ブラジル全体）

進級率		留年率		退学率		標準年齢外生徒在籍率	
1995/96	1999/00	1995/96	1999/00	1995/96	1999/00	1996	2000
64.5	73.6	30.2	21.6	5.3	4.8	47	41.7

出典：MEC／INEP／SEEC
（江原 2004：70-71. より一部引用、改変）

22）江原（2001：79）、江原（2004：65）.

参考文献

飯田俊郎, 2006,「出稼ぎ・帰国・再出稼ぎの現状と問題点」小内透編著『調査と社会理論・研究報告書21　日系ブラジル人のトランスナショナルな生活世界』北海道大学大学院教育学研究科教育社会学研究室, 19-20.

イシ・アンジェロ, 2006,「デカセギ帰国者のブラジルでの再出発をめぐるストラテジーと『成功物語』――『タダイマ・プロジェクト』関係者へのインタビューを中心に――」小内透編著『調査と社会理論・研究報告書24　日系ブラジル人のトランスナショナルな生活世界の諸相』北海道大学大学院教育学研究科教育社会学研究室, 79-102.

江原裕美, 2001,「ブラジル民間セクターによる初等教育の展開－SESIの活動から－」『帝京大学外国語外国文学論集』第７集：79.

――――, 2004,「1990年代ブラジルの初等教育改革政策」『帝京大学外国語外国文学論集』第10集：65-98.

――――, 2005,「ブラジル初等教育改革における分権化と学校自律性の強化」『帝京大学外国語外国文学論集』第11集：57-92.

江原裕美・田島久蔵共訳, 1999,「ブラジル連邦共和国の教育基本法」『帝京法学』（帝京大学法学会）第21巻第1号：13-57.

小内透, 2003,「在日ブラジル人の教育問題――群馬県太田・大泉地区の実態をふまえて」石井由香編著『講座　グローバル化する日本と移民問題　第Ⅱ期　第４巻　移民の居住と生活』明石書店, 216-33.

————, 2006,「出稼ぎと帰国にともなう子どもの教育問題と解決の視点」小内透編著『調査と社会理論・研究報告書21　日系ブラジル人のトランスナショナルな生活世界』北海道大学大学院教育学研究科教育社会学研究室, 55-78.
小内透編著, 2007,『調査と社会理論・研究報告書24　日系ブラジル人のトランスナショナルな生活世界の諸相』北海道大学大学院教育学研究科教育社会学研究室.
小内透・酒井恵真編著, 2001,『日系ブラジル人の定住化と地域社会』御茶の水書房.
小野寺理佳, 2002,「誰のためのブラジル人学校選択か」小内透編著『調査と社会理論・研究報告書19　外国人多住地域の教育と国際交流活動』北海道大学大学院教育学研究科教育社会学研究室, 71-81.
都築くるみ, 2006,「出稼ぎ者と帰国者への支援活動の展開と課題」小内透編著『調査と社会理論・研究報告21　日系ブラジル人のトランスナショナルな生活世界』　北海道大学大学院教育学研究科社会学研究室, 41-52.
本多正人, 2007,「在日ブラジル人学校の『認可』とその社会的意味」結城恵編著『外国人労働者の子女の教育に関する調査研究(3)　日系外国人児童生徒を対象とする「学校」の現状と課題に関する調査研究』(平成18年度文部科学省『外国人教育に関する調査研究』委託研究報告書) 国際カリキュラム研究会, 139-47.
結城恵編著, 2006,『外国人労働者の子女の教育に関する調査研究(2)　ブラジル人の教育機会の現状と課題』(平成17年度文部科学省『外国人教育に関する調査研究』委託研究報告書) 国際カリキュラム研究会.
————, 2007,『外国人労働者の子女の教育に関する調査研究(3)　日系外国人児童生徒を対象とする「学校」の現状と課題に関する調査研究』(平成18年度文部科学省『外国人教育に関する調査研究』委託研究報告書) 国際カリキュラム研究会.

(都築　くるみ)